

県民共済 普及員日記



いろいろなところでご案内しております!

- 県民共済の普及員へ相談
- 7月1日・8日・22日の新聞に折り込みの県民共済チラシ
- 県民共済のホームページ <http://www.fukuoka-kyosai.or.jp/>

ぜひ、ご覧くださいネ!!



県民共済の生命「こども型」でお子様を安心サポート

県民共済「こども型」

お申し込みは 0歳～満18歳未満の健康なお子様

保障期間は 0歳～18歳まで

病気やケガの入院も一日目から保障

小さなお子様の場合は短期の入院も多いのではないのでしょうか。ケガによる通院も1日目から最高90日目まで保障します。

先進医療の保障

難病になった時には、精神的にも経済的にも負担は大きくなりがちです。経済的な負担が少しでも軽くなれば...

第三者への損害賠償

ご加入のお子様が増えて第三者に与えた損害賠償にも共済金をお支払いします。通算支払い限度の範囲内なら何回でもご請求いただけます。

うれしい割戻金

決算後の剰余金はご加入者に割戻金としてお戻ししています。

こども型 平成17年度割戻率 実績 **31%**

詳しくは、あなたのお近くの普及員へ、ご相談・ご質問などお気軽にお声をかけてください。

加入コース		月々の掛金	こども1型 月々の掛金1,000円	こども2型 月々の掛金2,000円
入院 (1日目から)	交通事故	1日目から360日目まで	5,000円	10,000円
	不慮の事故	1日目から360日目まで(交通事故を除く)	5,000円	10,000円
	病気	1日目から360日目まで	5,000円	10,000円
手術	入院共済金が支払われる場合		2割・5割・10割・20割	4割・10割・20割・40割
	先進医療(入院共済金が支払われる場合)		支払限度 50万円	支払限度 100万円
通院	交通事故	1日目から90日目まで	実額1日当たり 2,000円	実額1日当たり 4,000円
	不慮の事故	1日目から90日目まで(交通事故を除く)	実額1日当たり 2,000円	実額1日当たり 4,000円
後遺障害	交通事故		重度 13級 500万円～12万円	重度 13級 1,000万円～24万円
	不慮の事故(交通事故を除く)		重度 13級 400万円～8万円	重度 13級 800万円～16万円
	病気		重症障害のみ 200万円	重症障害のみ 400万円
			重症障害容増(最高10回のお支払いとなります)	1回につき50万円
死亡	交通事故		500万円	1,000万円
	不慮の事故(交通事故を除く)		400万円	800万円
	病気		200万円	400万円
被害事故死亡(重症障害を含む)			200万円	400万円
扶養者の死亡	交通事故を含む不慮の事故(重症障害を含む)		350万円	700万円
	病気(ご加入後1年未満は除く)		50万円	100万円
第三者への損害賠償(1,000円は自己負担)			1事故につき支払限度 100万円	1事故につき支払限度 200万円

すべての病気による入院・死亡(重症障害)が保障の対象です。

●重症障害の範囲および手術の支払い基準は当組合の規約の定めによります。●「先進医療」とは厚生労働省告示の規定にもとづく医療です(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、届出が受理された病院または診療所において行われるものに限り)。[先進医療共済金]は、先進医療の技術料の自己負担分を支払限度額の範囲内でお支払いします。※「先進医療」には従来の「高度先進医療」も含まれます。●被害事故死亡共済金は、死亡・重症障害共済金に加えてお支払いいたします。●「第三者への損害賠償」では、通算支払限度額は、同一のお子様につき1型は300万円まで、2型は600万円までとなります。なお、ここでいう「第三者」には同居する親族は含まれません。